

静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第38号

静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例（平成11年静岡県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表(Ⅰ)の表を次のように改める。

(Ⅰ) 施設利用料金

区 分			利 用 料 金					
			9 時 から	13 時から	9 時 から	17 時 30 分	13 時から	9 時 から
			12 時まで	17 時まで	17 時まで	から 21 時まで	21 時まで	21 時まで
多 目 的 ホ ー ル	全面使用	平日	98, 000 円	131, 000 円	230, 000 円	115, 000 円	247, 000 円	346, 000 円
		休日等	118, 000 円	158, 000 円	276, 000 円	138, 000 円	296, 000 円	414, 000 円
	$\frac{2}{3}$ 面使用	平日	65, 000 円	88, 000 円	153, 000 円	77, 000 円	166, 000 円	231, 000 円
		休日等	79, 000 円	105, 000 円	184, 000 円	92, 000 円	198, 000 円	277, 000 円
	半面使用	平日	50, 000 円	65, 000 円	115, 000 円	58, 000 円	123, 000 円	174, 000 円
		休日等	59, 000 円	79, 000 円	138, 000 円	69, 000 円	148, 000 円	208, 000 円
	$\frac{1}{3}$ 面使用	平日	32, 000 円	44, 000 円	76, 000 円	38, 000 円	83, 000 円	115, 000 円
		休日等	40, 000 円	52, 000 円	92, 000 円	46, 000 円	99, 000 円	139, 000 円
	会 議 室		平日	5, 700 円	7, 500 円	13, 200 円	6, 600 円	19, 900 円
			休日等	6, 800 円	9, 000 円	15, 900 円	7, 900 円	23, 800 円

備考

- 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 多目的ホールにおいて、冷房又は暖房の設備を使用する場合は、7, 500 円にその使用時間（1 時間に満たないとき、又は 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げるものとする。）を乗じて得た額を施設利用料金に加算する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県清水港湾交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第16条第 2 項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。